

### 5.1.1 環境基本法

環境基本法の目的の一つは、環境保全の基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明確にすることにあります。もう一つは環境保全施策の基本事項を定め、総合的・計画的に推進して、国民の健康で文化的な生活を確保する点にあります。第1章が目的や定義を示す総則、第2章が多様な分野の政策、第3章が審議会など合意形成の仕組みです。全部で46条です。

環境基本法の全体構成を表1に示します。実務と関連する最も重要な概念は第3章16条で規定する環境基準で、国が確保しようとする環境の質の目標を示しています。この基準を達成する目的

で多くの政策が決定され、事業者や国民が協力する具体的な方策が決められています。大気や水質など個々の環境分野の対象設備や排出基準は、基本法ではなく分野別の「・・・防止法」などで決められています。環境基準は表2に示すように、大気、水質、地下水、土壌、騒音について約100項目が設定されており、主要な項目については達成状況が環境白書などで定期的に公開されています。基準値の根拠には、有害物質なら人体に健康影響を及ぼさない水準、水質項目は水生生物の生存基盤に悪影響を及ぼさない水準が考慮されています。しかし普遍的な数値ではなく、実際に発生した環境影響や新たな知見を反映させて変更される場合も、項目の追加や削除もあります。環境

表2. 環境基準の設定分野と設定項目

|     |   |  |   |
|-----|---|--|---|
| 大気質 | 二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、有害化学物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）、ダイオキシン類、微小粒子状物質                      |  |   |
| 水質  | 人の健康保護に関する項目  | カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ふっ素、ほう素、その他12項目 |   |
|     | 生活環境の保全に関する項目   | 河川   | 水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌群数、その他3項目               |
|     |   | 湖沼   | 水素イオン濃度 (pH)、化学的酸素要求量 (COD)、浮遊物質 (SS)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌群数、全窒素、全リン、底層溶存酸素量、その他3項目 |
|     | 海域  | 水素イオン濃度 (pH)、化学的酸素要求量 (COD)、溶存酸素量 (DO)、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質 (油分等)、全窒素、全リン、底層溶存酸素量、その他3項目         |   |
| 地下水 | カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ふっ素、ほう素、その他12項目              |  |   |
| 土壌  | カドミウム、全シアン、有機リン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅（農用地に限る）、ジクロロメタン、四塩化炭素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼン、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類、その他10項目 |  |   |
| 騒音  | 一般騒音、道路交通騒音、航空機騒音、新幹線鉄道騒音   |  |   |

基準に次いで重要なのは国が講じる施策で、20条の環境影響評価の推進、27条の環境の保全に関する情報の提供、28条の環境の状況調査の実施、29条の監視体制の整備（モニタリング基準の作成）、

31条の公害に係る紛争の処理と被害の救済です。  
（おわり）

参考：電子政府の総合窓口 e-Gov[イーガブ]

表1 環境基本法の構成

| 章  | 節  | 条                 | 内容               | 章                             | 節             | 条                 | 内容                |                   |
|----|----|-------------------|------------------|-------------------------------|---------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 1  |    | 条                 | 1章 総則            | 2                             | 5             | 24                | 環境負荷の低減に資する製品等の利用 |                   |
|    |    | 1                 | 目的：基本理念と関係者の責務   |                               |               | 25                | 環境の保全に関する教育、学習等   |                   |
|    |    | 2                 | 定義：環境負荷、地球環境保全   |                               |               | 26                | 民間団体等の自発的な活動の促進措置 |                   |
|    |    | 3                 | 環境の恵沢の享受と継承      |                               |               | 27                | 情報の提供：環境の保全に関する情報 |                   |
|    |    | 4                 | 環境負荷の少ない持続的発展    |                               |               | 28                | 調査の実施：環境の状況       |                   |
|    |    | 5                 | 国際的協調による環境保全の推進  |                               |               | 29                | 監視等の体制の整備：モニタリング  |                   |
|    |    | 6                 | 国の責務             |                               |               | 30                | 科学技術の振興           |                   |
|    |    | 7                 | 地方公共団体の責務        |                               |               | 31                | 公害に係る紛争の処理及び被害の救済 |                   |
|    |    | 8                 | 事業者の責務           |                               |               | 6                 | 条                 | 地球環境保全等に関する国際協力等  |
|    |    | 9                 | 国民の責務            |                               |               |                   | 32                | 地球環境保全等に関する国際協力等  |
|    |    | 10                | 環境の日の設定：6月5日     |                               |               |                   | 33                | 監視・観測の国際的な連携の確保等  |
|    |    | 11                | 法制上の措置           |                               |               |                   | 34                | 自治体や民間団体による活動促進措置 |
|    |    |                   |                  |                               |               | 12                | 年次報告              | 35                |
|    |    | 13                | 削除               | 7                             | 条             | 地方公共団体の施策         |                   |                   |
| 2  | 1  | 条                 | 2章 環境保全に関する施策と指針 |                               | 36            | 都道府県と市町村の施策と調整    |                   |                   |
|    |    | 14                | 施策策定の指針          | 8                             | 条             | 費用負担等             |                   |                   |
|    | 2  | 条                 | 環境基本計画           |                               | 37            | 原因者負担：必要を生じさせた者   |                   |                   |
|    | 15 | 基本計画の内容：総合的・長期的施策 | 38               |                               | 受益者負担：利益を受ける者 |                   |                   |                   |
|    | 3  | 条                 | 環境基準             |                               | 39            | 地方公共団体に対する財政措置等   |                   |                   |
|    |    |                   | 16               | 環境の望ましい基準の設定<br>科学的判断による改定が必要 | 40            | 国と地方公共団体の協力と事務の区分 |                   |                   |
|    | 4  | 条                 | 特定地域における公害の防止    | 3                             | 1             | 条                 | 3章 環境保全の審議会・合議制機関 |                   |
|    |    |                   | 17               |                               |               | 公害防止計画の作成         | 41                | 中央環境審議会           |
|    |    |                   | 18               |                               |               | 公害防止計画の達成の推進      | 42                | 削除                |
|    | 5  | 条                 | 国が講ずる環境保全のための施策等 |                               |               | 43                | 都道府県の環境の保全に関する審議会 |                   |
| 19 |    |                   | 国の施策の策定等に当たっての配慮 |                               |               | 44                | 市町村の環境の保全に関する審議   |                   |
| 20 |    |                   | 環境影響評価の推進        |                               |               | 2                 | 公害対策会議            |                   |
| 21 |    |                   | 環境の保全上の支障防止する規制  |                               |               |                   | 45                | 設置及び所掌事務          |
| 22 |    |                   | 環境の保全上の支障防止経済的措置 |                               |               |                   | 46                | 組織等               |
|    |    | 23                | 環境の保全施設の整備と事業推進  |                               |               | 以降は付則             |                   |                   |